

○松山養護老人ホーム事務組合職員の定年等に関する条例
例

制定 昭和60年2月28日条例第2号
改正 令和5年2月20日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第2条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第3条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、松山市又は組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合をいい、松山市が加入するものに限る。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(職員の定年等)

第4条 この条例に定めるもののほか、職員の定年等については、松山市職員の定年等に関する条例（昭和59年松山市条例第13号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定の例による。

付 則

この条例は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号）抄

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（松山養護老人ホーム事務組合職員給与条例の一部改正）

第 2 条 松山養護老人ホーム事務組合職員給与条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松山養護老人ホーム事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 3 条 松山養護老人ホーム事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松山養護老人ホーム事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 4 条 松山養護老人ホーム事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松山養護老人ホーム事務組合職員の再任用に関する条例の廃止）

第 5 条 松山養護老人ホーム事務組合職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 1 号）は、廃止する。